Title	雑報
Citation	北大法学論集, 45(3), 237-239
Issue Date	1994-10-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15585
Туре	bulletin (other)
File Information	45(3)_p237-239.pdf



## 本報告の内容は別稿にて掲載される予定である。

○平成六年二月一八日(金)午後一時三○分より

「法学史から見た実定法学」

報告者

小

菅

芳太郎

氏

(北海道大学法学部教授)

出席者

四五名

## 北海道大学法学部法学会記事

○平成六年一月二七日 (木) 午後三時より

「法律学の視点と役割

報告者 田 中 成 明 氏

(京都大学法学部教授)

出席者 三〇名

○平成六年三月一八日 (金) 午後一時三○分より

本報告の内容は別稿にて掲載される予定である。

「電子取引の法秩序へのインパクト」

報告者

アメリア・H・ボス

氏

本報告の内容は別稿にて掲載される予定である。

○平成六年二月四日(金)午後三時より

「アメリカ法における法と政策」

報告者 松

(大阪大学法学部教授)

出席者

浦 好 治

二四名

書類の削減、

在庫管理の容易化、マーケティング

費用の削減などの利点があることから、企業による electronic

氏 [報告要旨]

ラーの削減、

情報ハイウェイを利用した情報交換には迅速な通信、

出席者

(テンプル大学ロースクール教授)

一九名

通信エ

報 data interchange (EDI) ―― 予め定められたフォーマット 第三に、 制定法による対応が考えられる。アメリカでは、

雑

速化、

変化がすでに国際的な広がりを持ちながら生じているにも関わ 価値通信網(VAN)などの第三者を介した電子取引が増えて 変化がみられる。第二に、 てきており、 らず、その情報ハイウェイには「交通ルール」が必要であると 自体に価値が生じ、 おり、新しいサービス産業が登場してきている。第三に、 レス化、企業の通常の意志決定における人の不介在、取引の迅 を用いてするコンピュータ間のデータ交換 大量のデータ利用・アクセスの可能化などの取引実務の 取引環境の変化が生じている。第一に、ペーパー 取引の対象となってきている。このような 企業間の直接の通信だけでなく付加 —— の利用が増え 情報 電子的な取引記録を承認するかどうかという問題があるが、 に、 第九編(担保付取引)などについて、取引のペーパーレス化 れている。地域規模ではECのTEDISが有名である。 ている他、 府調達に関する法統一作業においてもEDIへの対応がなされ ではUNCITRALによりEFTのモデル法が制定され、 情報自体の取引に対応する改正が進められつつある。国際規模 まり、第二編(売買)、第五編(信用状)、第八編(投資証券)、 Tに関する第四A編が一九八九年にUCCに加えられたのに始 行政規制レベルの対応が考えられる。たとえば税務当局が EDIそのものに関するモデル法作成作業も進めら

しかし、これには、 英仏蘭など)で作成され、 ることを一つの目的としたモデルEDI協定も多くの国 ムが考えられるが、これには約款一般について伴う問題がある。 協定当事者しか拘束しないなどの問題がある。第二に、 その有効性を裁判所が認めるかどうかが不 S W I F T 日本でもその作成が進められている。 のような閉じられたシステ (米豪 為的な障壁をなくし、 記録のみを認めている。これらの四つの対応レベルのうち現在 韓国では国家的規制を受けている特定のVANを利用した電子 ベルの対応へのシフトが望まれる。 ような強行法規の前には無力であるから、 最も広く用いられている最初の二つは、 当事者に自由な取引設計を許すという原 そして、それはEDIに人 たとえば詐欺防止法の 制定法・行政規制

えられる。第一に、二当事者間合意がある。交渉費用を節約す

いうことが見落とされているように思われる。

情報ハイウェイの「交通ルール」は、

いくつかのレベルで考

子記録を認めている。

あった場合に即時に提出できることなどの条件をクリアした電

他方、フランスでは事前承認制をとり、

メリカは一定のセーフガード措置がなされていること、

要求が

7

第四

政

E

## 北海道大学法学部法学会記事

\*

所属.

地位は報告当時にて記載

の補充規定を用意するという点でも有意義である。規制は、当事者間の契約交渉の枠組や、合意に欠缺がある場合則に基づくものであるのが望ましい。そのような制定法・行政

対して多くの課題を投げかけているのである。独占的企業行動、アクセスにおける差別の問題など、法律家にシー、無権限アクセス・利用の刑事責任、著作権、情報産業のEDIは上記で触れた問題の他にも、通信内容のプライヴァ

ketplace, DataLaw Report 1 (2): 1, 4-9 (1993)

〔参考資料〕 Amelia H. Boss, The Evolution of an Electronic Mar.

(文責 曽野裕夫)